

●香川県告示第112号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を休止した旨の届出があった。

平成21年3月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

休止年月日	名 称	所 在 地
平成19年11月26日	鈴木歯科医院	丸亀市北平山町2丁目3-3